

亀田病院(介護予防)訪問看護運営規定

【事業の目的】

第1条 医療法人明和会が開設する指定訪問看護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 1 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 事業の実施に当たっては、関係区、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連例を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業の運営】

第3条 1 事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示あるいは訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 訪問看護を提供するに当たっては、当院の看護師、准看護師、理学療法士によってのみ訪問看護を行うものとする。

【事業の名称および所在地】

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 医療法人 明和会 亀田病院
- (2) 神奈川県横浜市西区御所山町77

【職員の職種、員数及び職務内容】

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 責任者 1名
責任者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 常勤 看護師3名 非常勤看護師 1名 理学療法士等 1名
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 常勤1名

【営業日及び営業時間】

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【訪問看護の利用時間及び利用回数】

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

【訪問看護の提供方法】

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医から交付された指示書により、訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。

【訪問看護の内容】

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事(栄養)及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテルなどの管理
- (10) 家族の健康管理等、家族の支援に関すること
- (11) その他の医師による指示

【緊急時における対応方法】

- 第10条
- 1 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
 - 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告する。

【利用料等】

- 第 1 1 条 1 指定訪問看護を提供した場合は、基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。
- 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 利用料の詳細については、別添の資料(1)とする。
- 3 指定訪問看護に要した交通費については、通常業務を実施する地域については無料とする。
- 通常の実施地域を超えた範囲で距離2kmまでを500円とする。
- 2kmを超えた範囲については、実費交通費を踏まえてその都度相談する。
- なお、同一居宅において続けてサービスを提供する場合、交通費の徴収は1回分のみとする。
- 交通費の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

【通常業務を実施する地域】

- 第 1 2 条 通常の事業の実施地域は、西区内の御所山町、戸部町、花咲町、戸部本町、桜木町、みなとみらい、高島町、平沼、紅葉ヶ丘、宮崎町、中央、伊勢町、西戸部町、西前町、老松町とする。

【相談・苦情対応】

- 第 1 3 条 1 管理者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

【事故処理】

- 第 1 4 条 1 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【個人情報の保護】

- 第 1 5 条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又

はその代理人の了解を得るものとする。

【その他運営についての留意事項】

- 第16条 1 訪問看護事業所は、職員の資質向上を図るためにつぎに掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後3か月以内の研修
 - (2) 年2回の研修
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人の病院が定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年12月1日から施行する。

令和元年6月1日 第5条、第11条、第12条 改定・施行